

## 関東大震災後の状況から学ぶべきこと

櫻 井 孝\*

**抄 録** 首都直下型の大地震が起きるであろうと言われてから久しい。仮に現在の首都圏で大地震が起きたとしたら、特許出願だけで年間34万件を受け付けている特許庁の業務に与える影響も小さくないものと思われる。また、出願人、代理人にとっても、不測の事態に備えたそれなりの準備が必要なのではあるまいか。

我が国は今から90年ほど前の大正12年に関東大震災を経験した。そのときの様子から何か学べるものはないのだろうか。本稿では、限られた情報ではあるが、関東大震災直後の特許局の対応などをもとに、現代の我々が学ぶべきことを考察してみたい。

### 目 次

1. はじめに
2. 出願手続き
  2. 1 書面による手続き
  2. 2 オンラインによる手続き
3. 中間手続き（法定期間、指定期間に関する救済措置）
4. おわりに

### 1. はじめに

関東大震災を経験した頃は、出願書類も、審査用の技術資料も、特許原簿を含めた各種の情報媒体も、何もかもが「紙」しかない状況であった。だから一旦出火するとすべてが灰燼に帰する危うさがあり、事実、関東大震災の際には特許庁の庁舎は倒壊し、火災によって庁内のほぼすべての書類が焼失している。

幸いに、ペーパーレス化が図られた現在では、関東大震災が起きた頃とは根本的に状況が異なる。今では特許出願の実に98%が電子形態でオンライン出願されているし、書面で出願された場合であっても、工業所有権に関する手続等の

特例に関する法律（以下、特例法）に則り、その内容が電子化されて、いわゆる記録原本ファイルに格納される。それらの電子データは、定期的に複製物が作成され、特許庁とは離れた安全な場所に保管されているのである。審査用の技術資料も、内外の特許公報類を始めとして電子化がなされており、簡単に復元することができるようになっている。しかも、特許庁の現在の庁舎は、首都直下型の大地震も視野に入れて耐震構造が取り入れられている。

このような事実からすれば、一見、関東大震災の教訓は特許行政に関してはほとんど無用のようにも見えるが、他方で、当時年間1万件前後だった特許出願件数はいまや34万件にもなっており、さらにはビジネスのグローバル化の進展や特許戦略の深化により特許権の重みも増してきていることを考えると、首都直下地震に万全の備えを行う上で考えるべきことはいくつかあると思われる。

\* Takashi SAKURAI

## 2. 出願手続き

### 2.1 書面による手続き

関東大震災のときには、特許局庁舎内にあった未処理の出願書類はほぼ全部焼けて消滅してしまった。しかし、特許局としてはそれらに関しバックアップ用の複製物などはまったく持っていなかったから、特許局が自ら出願関連書類を再作成することはできなかった。結局のところ、大震災から12日後に「特許局に於て焼失したる未完了の書類又は物件の再差出に關する件」と題する告示<sup>1)</sup>がなされ、大震災の起こった大正12年9月1日以前の特許出願で、最終処分にまで至っていないものについては、その手続きにかかる一切の書類の写しを出願人側で揃えて、大正13年2月末までに特許局に再提出することが義務付けられた。その場合の疏明責任は、これも出願人側にあるものとされた。

再作成のすべてを出願人側の責に帰することは、このような事態を想定して常に写しを提出できるように待ち構えていた出願人ならいざしらず、特に自らが震災被害に遭った出願人・代理人には酷なことであったと思う。しかし、筆者の調査によれば、このような措置によって半年間という期限の間に、約7千件の出願関連書類が再提出されている。

前記したように、現在では特許出願の98%がオンライン出願であり、紙による出願はわずかに2%であるとはいっても、母数が大きいだけ

にその件数は無視できる程度のものではない。

2013年版特許庁行政年次報告書によれば、特許出願や実用新案登録出願についてはオンライン出願率が98%ではあるものの、意匠出願については92.4%、商標登録出願については82%という状況になっている。これらにそれぞれの1年間の出願件数を考慮すると、書面出願の件数は表1のような計算となる。

書面出願の場合、特許庁に到達すれば、まず特許庁においてイメージで電子データの作成が行われ、その後に登録情報処理機関においてテキストデータ化が行われる手順であるため、とりあえず特許庁に到達しさえすれば、出願内容が電子形態で特許庁内に確保されることとなる。

しかし、問題は特許庁に到達する前である。これらの書面出願のうちのけっこうな割合が郵送によって特許庁に届けられるものであると推定すると、最近は郵便物の配達が早くなってきているとはいえ、大震災が起こった際に数十件ないし百件のオーダーの書面出願が郵送途中の事故で失われる可能性があることになる。

実は中間手続きでも同様の問題が想定されるのであるが、中間手続きに関しては、特許庁において記録原本が健在である限り、中間手続きを行ったことの証明は比較的簡単にできそうである。しかし、特許庁に届く前の出願書類については特許庁ではいかんともしがたく、これは関東大震災のときと同様に、出願人がすべて出願の事実を疏明して手続きをやり直す必要があるものと思われる。

表1 書面での出願件数

	出願件数(2012年)	電子出願率	書面出願件数(年間)	同(1日当たり)
特許	342,796	0.98	6,855.92	19
実用新案	8,112	0.98	162.24	1
意匠	32,391	0.924	2,461.72	7
商標	119,010	0.82	21,421.80	59
合計			30,902	86

※出願件数と電子出願率は、2013年版特許行政年次報告書による

先願主義の制度下においては、出願日の確保は最優先事項であろう。従って、このような状況に対処するためには、書面出願をしようとする出願人あるいは代理人は、いつどのような内容について出願手続きを行ったのか、少なくとも特許庁から出願が受理された旨の通知が届くまでの間は、それを証明できるように関係書類を保管しておくことが必要であると思われる。

なお、特定手続に指定されていない手続き、例えば特許権の存続期間の延長登録の出願、当事者系審判手続き、特許原簿等への登録手続きなど、そもそも手続者側がトリガーを引くものであって書面で行わなければならない各種の手続きに関しても、同様の配慮が必要であろう。

## 2.2 オンラインによる手続き

オンラインによる手続きも万全ではない。実際に特例法においても、「電気通信回線の故障その他の事由により当該特定手続を行うことができない場合」を想定した規定がその第6条に設けられている。

### 特例法第6条

電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、電気通信回線の故障その他の事由により当該特定手続を行うことができない場合において、特許庁長官が必要であると認めるときは、電子情報処理組織の使用に代えて、経済産業省令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の提出によりその特定手続を行うことができる。

この条文によれば、オンライン出願ができない場合に、特許庁長官が必要と認めれば、磁気ディスクでの出願が認められることになっているが、対策としてそれだけで十分であろうか。

まずは、オンライン出願を受け付ける受付サーバを、特許庁内だけでなく、バックアップ用に関西等の離れた場所にも持つことが必要であろう。その場合、関東地域のインターネット通信網がダメージを受けた場合に、瞬時に立ち上がり、オンライン出願の受付業務をスムーズに引き継げるようなシステムとする必要がある。

筆者の調査によれば、大正12年の関東大震災のときは、まさに大震災当日の9月1日から、地震の被害を受けなかった関西方面から新たな特許出願がどんどん特許局に寄せられていたのである。特許出願件数が飛躍的に増加した現在では、その数は関東大震災の頃とは比較にならないはずである。それをすべて磁気ディスクでの提出に切り替えることはおよそ非現実的であるから、オンライン出願の受付がたとえ短時間であっても止まることは、我が国の現在の経済活動から見て到底許容されることではない。

また、そのようなバックアップシステムが整備されるまでの間、万やむを得ず前記特例法第6条に基づいて磁気ディスクでの手続きを認めたとしても、郵便システムにダメージがあったときには、その磁気ディスクをどうやってタイムリーに特許庁に提出すればよいのであろうか。また、そもそも磁気ディスクでの手続きを認めたことを、どうやって出願人に知らしめるのであろうか。その対策を考えておかねば、大震災等の場合には前記特例法第6条が空文化しかねない。

一つのアイデアとして、各地方の経済産業局で仮に受理してもらうことをあらかじめ決めておくことはできないだろうか。つまり、当該磁気ディスクを特許庁宛てに郵送してもらったとしても、混乱した郵便事情によっては途中で事故に遭うことも十分に考えられる。それであるならば、当面の間、磁気ディスクを地域の経済産業局の特許室宛てに郵送してもらうことにし、最寄りの郵便局で出願日を確保するとともに

に、磁気ディスクは経済産業局で保管してもらうのである。

ほかにもよいアイデアがあるかもしれないが、このようなバックアップ手段の確保について、ユーザー側から特許庁に働きかけをしていくことが重要であると考える。

### 3. 中間手続き（法定期間、指定期間に関する救済措置）

次に、中間手続きなどに関係する法定期間、指定期間の問題である。

大正12年の関東大震災のときには、大正12年9月12日に、特許局独自の措置ではなく、広く一般的に震災地の行政庁に対する手続き期間の延長措置について勅令<sup>2)</sup>が発せられている。それによれば、大正12年9月1日から同年10月30日までの間に震災地にある行政庁に対してなすべき手続きについては、同年10月31日までに行えばよいと定められた。

さらに、この勅令の内容では特許関連の手続きには対応しきれないとわかったのであろうか、10月30日に公布された別の勅令<sup>3)</sup>をもって、特許関連の手続きで大正12年9月1日から同年12月30日までの間に農商務大臣又は特許局長官に対してなすべき手続きについては、同年12月31日までに行えばよいと定め、加えて大正12年9月1日から翌年3月30日までになすべき優先権の主張については、翌年3月31日までに行えばよいことが新たに定められた。

なお、これらの勅令は、そのタイトルが示す通り、手続きを受け付ける行政庁（特許局）が震災地にあるから発せられたものであり、出願人や代理人が震災を受けたから救済するという趣旨のものではない。したがって、震災を受けなかった出願人や代理人も、等しく手続きの延長が適用されている。

さて、このように大正12年の関東大震災の際には、震災発生から2週間もしないうちに手続

き期間の延長措置について勅令が発出されている。大正12年当時は、関東大震災が発生することについてほとんど無警戒であったから、実際に地震が発生してからその救済措置などが検討されたと思われるが、いまや首都直下型の大地震の発生については避けがたい事実として、その対策の必要性が叫ばれている。だとすれば、特許庁としても今からその対策について前広に検討を行い、その結果についてユーザー側に広く知らせておくことが必要なのではあるまいか。

一例を挙げれば、先に示した特例法第6条に関する詳細を、平時に特許庁のHP等にお知らせとして掲載しておくような措置である。

また、日本弁理士会と特許庁との間で行われた協議について収録した「対庁協議事項集」の「一般00-21（運用協議第264号）」には、「地震発生時の取り扱い」と題した昭和56年11月24日協議の内容が掲載されている。そこには、日本弁理士会側からの「地震その他災害発生時における法定期間及び指定期間の取扱いについてお伺いしたい。」との問いに対し、特許庁側は「どのような場合に法定期間や指定期間の延長を認めるかについての具体的な取扱基準は定めていない。災害の規模や状況によりケースごとに判断することになる。」と回答している。たしかに「災害の規模や状況によりケースごとに判断する」のはその通りであるとしても、出願人側としてはことが起こる前に何かガイドラインのようなものが欲しいところである。

これに対する一つの回答が、本年3月11日に閣議決定された特許法改正法案の中に見ることができる。特許庁が同日にHPで発表した当該改正法案の概要によれば、その中には「(1) 特許法の改正」の一つの柱として「①救済措置の拡充」が含まれている。また、その目的については、「出願人に災害等のやむを得ない事由が生じた場合に手続き期間の延長を可能とする」ためであることが記載されている。

既に現行特許法でも救済措置が導入されている手続きがいくつかあり、その場合には例えば第121条第2項のように「〇〇する者がその責めに帰することができない理由により△△項に規定する期間内にその〇〇をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなった日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその〇〇をすることができる」との規定、あるいは第36条の2第4項のように「△△項に規定する期間内に〇〇することができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなった日から二月以内で同項に規定する期間の経過後一年以内に限り、同項に規定する〇〇をすることができる」との規定が設けられているが、今回の改正法案では、これらのいずれかの規定を現行法で救済のない法定期間にも適用できるようにしようとしている。ここで、「責めに帰することができない理由」と「正当な理由」の違いについては、特許庁のHPにも解説が掲載されており<sup>4)</sup>、「正当な理由」の方がより緩和されたものとされている。

なお、関東大震災の時の期間延長措置は、前述のように震災に遭わなかつた出願人や代理人にも適用されたのに対し、今般の救済措置は、自身に震災などのやむを得ない事由が生じた者に対して適用されるものであり、合理的な措置であると考えられる。

このような規定が設けられることにより、手続きをする側としては災害に遭つたときにはどのような手続きに対していつまで猶予が与えられるのか、いつまでに対処しなければならないかの目途が立つため、歓迎すべき法律改正であると思料する。ただ、筆者が見る限り、手続き者側として若干留意すべき点も見られるので、以下、指摘してみたい。

#### ■審査請求期間（第48条の3）

今回の改正法案では、そのほとんどの手続きに対する救済措置が現行法第121条第2項にあるような「責めに帰することができない理由」及び「その理由がなくなった日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内」の方を採用しているが、唯一審査請求期間の救済だけは、現行法第36条の2第4項と同様に「正当な理由があるときは、その理由がなくなった日から二月以内で同項に規定する期間の経過後一年以内に限り、出願審査の請求をすることができる」としている。

なお、同条第2項に規定された「30日」についての延長規定は盛り込まれていないことに留意されたい。

#### ■拒絶査定不服審判の請求期間（第121条）

拒絶査定不服審判の請求期間に関しては、前述したとおり既に現行法で救済規定が設けられており、「その責めに帰することができない理由」及び「その理由がなくなった日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内」となっている。審査請求の場合とは規定が異なることに留意されたい。

#### ■法定期間でも延長されないもの

筆者が見る限り、いくつかの法定期間に対しては延長措置は盛り込まれていない。例えば、前述した第48条の3（審査請求期間）第2項の「30日」のほか、第112条（特許料の追納）第1項の「6月」、第173条（再審の請求期間）第4項の「3年」などである。

また、第178条（審決等に対する訴え）第3項の「30日」に関しては、第5項で「審判長は、職権で、(中略)附加期間を定めることができる」とされているものの、その目的は「遠隔又は交通不便の地にある者のため」に限定されており、今次法改正が狙っている「災害等のやむを得ない事由が生じた場合」は含まれていない。

さらに、第17条の2（願書に添付した明細書、特許請求の範囲または図面の補正）に規定された「特許をすべき旨の査定の際の送達前」についても手当てはない。補正をしようとしたのに災害等でその機会を失ってしまい、そのうちに特許をすべき旨の査定の際の送達されてしまえば、この規定に基づく補正の機会を失うことになる。

#### ■法定から省令規定に変更されるもの

第17条の3（要約書の補正）における「1年3月」、第41条（特許出願等に基づく優先権主張）第4項における「特許出願と同時」、第42条第1から3各項における「1年3月」、第43条第1項における「特許出願と同時」は、いずれも「経済産業省令で定める期間」に改正する案となっている。

指定期間については、現行法でもその第5条第1項に「特許庁長官、審判長又は審査官は、この法律の規定により手続をすべき期間を指定したときは、請求により又は職権で、その期間を延長することができる。」と、また同条第2項に「審判長は、この法律の規定により期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる。」と規定しているため、すでに救済のための手当はされているのであるが、災害等に見舞われたときの具体的なガイドラインのようなものは示されていない。多くの法定期間の救済措置にならって「責めに帰することができない理由がなくなった日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内」という措置が執られるのかとも想像されるが、それであればそのような方針をできるだけ早く示すことが望まれる。この点に関しても、この際、ユーザー側から特許庁に対して、できるだけ早く公表するように働きかけを行っていくことが必要ではない

かと考える。

## 4. おわりに

特許庁では毎年、特許庁業務継続計画（BCP）訓練を行っているそうである<sup>5)</sup>。このBCPとは、「特許庁は、我が国の産業財産権制度を担い、出願者等の権利保護を図るうえで重大な責務を負っており、その所管する業務に係る機能が停止または低下する可能性のある事態においても、特許庁の防災対策業務を遅滞なく実施するとともに、業務停止によって出願者等の国民に重大な影響を及ぼす可能性のある業務を継続するための取組」とされている。特許庁が災害発生時の対策を強化している中、出願人側も自らの権利を守るため、意識を高めていくことは必要である。

首都圏直下型の地震に備えて、官民を挙げて知財の分野における対策を検討するに当たり、本稿がそのきっかけになれば幸いである。

（追記）なお、本稿にある特許法改正法案は、本年4月25日に可決成立し、5月14日に法律第36号として公布された。

### 注 記

- 1) 大正12年9月12日 農商務省告示第226号
- 2) 大正12年9月12日 勅令第412号「震災地の行政廳の権限に屬する處分に基く権利利益の存續期間等に關する件」
- 3) 大正12年10月30日 勅令第473号「震災地の行政廳に對し出願、請求その他の手続を為すべき期限の延期に關する件」
- 4) <http://www.jpo.go.jp/shiryou/hourei/kakokai/cikujyoukaisetu.htm>の特許法P.128 (Web参照日：2014年3月26日)
- 5) Webとつきよ No.9 (平成22年1月号) P.21 [https://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/hiroba/info\\_web\\_tokkyo.htm](https://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/hiroba/info_web_tokkyo.htm) (Web参照日：2014年3月26日)

（原稿受領日 2014年3月26日）